消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は取り付けていますか？
実は建物火災により亡くなる方のうち約90%が住宅火災が原因になっているのです。しかも、そのうち約60%が逃げ遅れによるものです。
つまり、火災に早く気付くことができれば、助かる命が増えるということです。
そこで、消防署では「住宅用火災警報器取り付け支援」を実施しています。(取付費無料)
◎対象者　住宅用火災警報器をすでに購入されている方、もしくは購入予定の方でさくら市在住の65歳以上の高齢者世帯

ご注意ください

消防署で行う取り付けは電池式の住宅用火災警報器に限ります。消防署では住宅用火災警報器の販売はできません。
電池切れの場合には注意音が鳴り続きます。電池を交換するか本体の買い替えをご検討ください。（取扱説明書参照）
【問】
氏家消防署　☎682－0119
喜連川消防署　☎686－0119

住宅用火災警報器購入助成金のお知らせ

市では、住宅用火災警報器購入費用の半額（上限1万円）を助成します。
◎対象者　次の項目すべてに該当する世帯
①65歳以上の高齢者のみの世帯
②同一敷地内に家族がいない世帯
③住民税非課税世帯
④住宅用火災警報器の購入または設置に関して助成金の給付を受けたことがない世帯
※購入前に事前の申請が必要です
【問】
市民生活課見守り福祉ネットワーク推進室
☎686-6611

火災予防運動週間

◎期間　11月9日(月)～15日(日)
火災予防運動初日の11月9日(月)午後6時に防火啓発放送を実施します。

平成27年度全国統一防火標語

「無防備な心に火災がかくれんぼ」

【問】総務課　☎681－1111

犬、猫を飼っている方に守ってほしい5か条

【問】環境課　☎681－1126

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼主には、動物が快適・健康に暮らせるようにし、さらに近隣などに迷惑をかけないようにする責任があります。そのためには飼主のモラルが必要です。

①動物の習性等を正しく理解し、最後まで責任をもって飼うこと

動物はそれぞれその種類に応じた生態・習性・生理をもつ人とは違う生き物です。事前に正しい飼い方などの知識をもち、飼い始めたら、動物種に応じた適切な飼い方をして健康・安全に気を配り、最後まで責任をもって飼いましょう。

②むやみに繁殖させないこと

きちんと管理できる数を超えないようにしましょう。また、毎年何万頭もの子犬や子ねこが殺処分されています。生まれるすべての命に責任がもてないのであれば、避妊去勢手術などの措置を行いましょう。市では避妊手術の助成をしていますので、事前にご相談ください。

③ふんや泣き声などの発生を防止すること

糞尿や毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、公共の場所を汚さないようにしましょう。また、動物種に応じてしつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

④動物による感染症の知識をもつこと

動物と人の両方に感染する病気（人と動物の共通感染症）について、正しい知識を持ち、自分や他の人への感染を防ぎましょう。

⑤所有者を明らかにすること

盗難や迷子を防ぐためにも、飼主などを示す、マイクロチップ、鑑札票、狂犬病の予防注射済票をつけましょう。